

**単独の不活化ポリオ予防接種 および
4種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ）予防接種
Q & A**

Q 生ワクチンと不活化ワクチンはどのように違いますか？

A 「生ワクチン」は生きたポリオワクチンの毒性を弱めた（弱毒化）ものです。「不活化ワクチン」はポリオウイルスを無毒化し免疫を誘導するために必要な成分だけを取り出して作ったものです。そのため、「不活化ワクチン」では接種によりポリオを発病することはありません。

Q 不活化ポリオワクチンの安全性について教えてください。

A 不活化ポリオワクチンの主な副反応は、接種部位の赤みや腫れで、そのほか発熱が報告されています。多くの場合、注射部位の赤みや腫れは3～4日で消失し、発熱1～2日で下がります。1週間は副反応の出現に注意しましょう。
また、製造工程にウシ由来の成分が使用されています。しかし海外で接種が開始されてからワクチンが原因で伝達性海綿状脳症にかかったという報告は現在までありません。

Q 生ポリオワクチンを1回接種してから数年経ってしまっていますが、不活化ポリオワクチンを接種できますか？

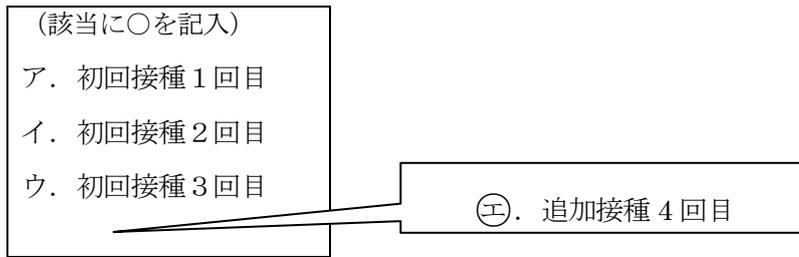
A 当面の間は接種間隔の上限はありません。対象年齢内（7歳半未満）であれば定期接種として接種できます。

Q 不活化ポリオワクチンと3種混合ワクチンなどの他のワクチンを同時接種することはできますか？

A 医師が必要と認めた場合には可能です。接種する医療機関でご相談ください。

Q 不活化ポリオワクチンの追加接種（4回目）が、10月23日に定期予防接種として承認されましたが、追加接種（4回目）の予診票はいつごろ手元に届きますか？

A 今年9月に不活化ポリオワクチンの1回目から接種を開始した方は、追加接種の時期は来年5月以降になります。追加接種を加えた新たな予診票は遅くともそれまでに対象者に送付します（それ以降に1歳になるお子さんには、1歳になるときに送付する予定です）。9月以前に任意接種で既に不活化ポリオワクチンの接種を受け、6か月以上経っていて追加接種が可能な方につきましては、当面の間は、現在使用している予診票の回数を選ぶ欄に、「エ 追加接種」と書き加えて○を付けて使用してください。
なお、追加接種をしたいがその分の予診票がお手元にない方は、池袋保健所または長崎健康相談所にお問い合わせください。



Q シフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ予防接種（4種混合ワクチン）の対象は？

A 2012年（平成24）年8月以降に生まれたお子さんから対象となります。

Q 4種混合ワクチンの副反応について教えてください。

A 4種混合ワクチンの主な副反応は、接種部位の赤みや腫れで、そのほか発熱が報告されています。多くの場合、注射部位の赤みや腫れは3～4日で消失し、発熱1～2日で下がります。1週間は副反応の出現に注意しましょう。

また、製造工程にウシ由来の成分が使用されています。しかし海外で接種が開始されてからワクチンが原因で伝達性海綿状脳症にかかったという報告は現在までありません。

Q 4種混合ワクチンと他のワクチンを同時接種することはできますか？

A 医師が必要と認めた場合には可能です。接種する医療機関でご相談ください。

Q 4種混合ワクチンについて2社のワクチンが承認されていますが、1回目と2回目で異なる会社のワクチンを接種するなど2社のワクチンを併用することは可能ですか？（ワクチン供給の事情により一方のワクチンの確保が難しくなった場合など）

A 2社のワクチンを組み合わせて接種することは可能です。

Q 4種混合ワクチンが不足した場合には、3種混合ワクチンと単独の不活化ポリオワクチンを接種することはできますか？

A 可能です。その場合4種混合ワクチンの予診票では接種できませんので、4種混合ワクチンの予診票と母子健康手帳をお持ちになって、池袋保健所又は長崎健康相談所で3種混合ワクチンの予診票と単独の不活化ポリオワクチンの予診票と交換してください。

Q 平成24年8月1日以前の生まれのお子さんで、3種混合ワクチンと単独の不活化ポリオワクチンの接種をどちらもまだ1度も接種していない場合は、4種混合の接種をすることはできますか？

A 原則、3種混合ワクチンと単独の不活化ポリオワクチンの対象です。
どうしても4種混合ワクチンを希望する場合は、3種混合ワクチンと単独の不活化ポリオワクチンの予診票で4種混合ワクチンを接種することはできませんので、11月以降に両方の予診票と母子健康手帳を持って、池袋保健所又は長崎健康相談所の窓口で必ず4種混合の予診票に交換してください。

Q 不活化ポリオワクチンの追加接種を4種混合ワクチンで接種することは可能ですか？

A 3種混合ワクチンの追加接種が接種済みの場合はできません。また、3種混合ワクチン又は単独の不活化ポリオワクチンを1回以上接種している場合、最初に使用したワクチンを最後まで使用することが原則です。単独の不活化ポリオワクチンの追加接種（4回目）が未承認でしたが、10月23日に承認され定期接種として接種できるようになりましたので、原則として単独の不活化ポリオワクチンを接種してください。
3種混合ワクチンの追加接種が未接種で、3種混合ワクチン・不活化ポリオワクチンのどちらも1期初回接種3回目から6か月以上たっている方で、どうしても4種混合ワクチンを希望する場合は、上記と同様に予診票を交換してください。